

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ブルーオーシャンファンデーション（以下、「この法人」という）の定款第15条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額の決定)

第3条 この法人の役員および評議員の報酬は無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。但し、事前に事務局で承認を受け、この法人の業務に関わる費用であることが明らかである交通費及びその他の費用に限るものとする。

(改訂)

第5条 この規程の全部又は一部を改訂する場合は、評議員会において決定する。

附 則

この規程は、令和3年8月24日から施行する。

附 則 （令和4年6月21日）

この規程は、令和4年6月21日から施行する。（令和4年6月21日評議員会決議）